

環境衛生協議会補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 環境衛生組織を育成し、並びに市民の環境衛生についての自覚及び自主的な実践を促進することを目的として、岡山市環境衛生連合協議会(以下「協議会」という。)に対して、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱に定めるもののほか、岡山市補助金等交付規則(昭和48年市規則第16号。以下「規則」という。)に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱で使用する用語の意義は、規則で使用する用語の例による。

(補助事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 協議会を母体に広く公衆衛生思想の普及及びこれに必要な事業
- (2) 衛生に関する調査研究事業
- (3) 衛生関係各種法令に規定する事項の実施に協力し、都市衛生の向上に努める事業
- (4) その他協議会の目的達成に必要な事業

(補助金額)

第4条 補助金額は、前条に定める補助事業に要する経費のうち市長が定めた額とする。

(交付の申請)

第5条 規則第5条第1項に規定する市長が定める期日は、6月末までとする。

(補助金等の完了前交付)

第6条 市長は規則第19条第1項ただし書の規定により、補助事業の完了前に補助金の全部または一部を交付することができる場合は、この補助金が補助事業に係る全収入額の100分の20以上の割合を占める場合とする。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。